

平成二十一年十一月三十日開会  
平成二十一年十一月三十日閉会

# 平成二十一年第七回北方町議会臨時会会議録

北方町議会

平成二十一年十一月三十日

平成二十一年第七回北方町議会臨時会会議録

一、出席議員及び欠席議員

出席議員

一番	鈴木浩之
二番	安藤浩孝
三番	廣瀬和良
四番	中村広一
五番	福井裕子
六番	立川良一
七番	戸部哲哉
八番	井野勝己
九番	日比玲子
十番	田中五郎

欠席議員

なし

## 二、職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	高橋善明
議会書記	木野村幸子
議会書記	小林卓二

## 三、説明のため出席した者の職氏名

町長	室戸英夫
副町長	山本繁美
総務課長	村木俊文
福祉健康課長	北村孝則

## 四、議事日程

第一 会議録署名議員の指名

第二 会期の決定

第三 議案第四十九号 専決処分の承認を求めることについて（平成二十一年度北方町一般会計補正予算（第五号））  
（町長提出）

第四 議案第五十号 北方町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
（町長提出）

第五 議案第五十一号 北方町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について  
（町長提出）

第六 議案第五十二号 北方町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について  
（町長提出）

## 五、本日の会議に付した事件

日程第一から日程第六まで

午前十時五十九分 開会

一、議長 それでは全協に引き続きまして、大変ご苦労様でございます。ただいまから第七回北方町議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は十名であります。定足数に達しておりますので議会は成立いたしました。

これより平成二十一年第七回北方町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元に印刷配付のとおりであります。

### **日程第一 会議録署名議員の指名**

一、議長 日程第一 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第百十二条の規定により、議長において三番・瀬和良君及び四番中村広一君を指名いたします。

### **日程第二 会期の決定**

一、議長 日程第二 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日一日といたしたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし)

一、議長 ご異議なしと認めます。

よって本臨時会の会期は、本日一日と決定いたしました。

### **日程第三 議案第四十九号について**

一、議長 日程第三 議案第四十九号専決処分承認を求めることについて(平成二十一年度北方町一般会計補正

予算(第五号))を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

一、町長 平成二十一年第七回になります北方町議会臨時会をお願いいたしましたところ、議員の皆さん方に全員

ご出席をいただきまして、厚く御礼申し上げたいと思います。それでは、議案第四十九号専決処分の承認を求めることについてご説明をさせていただきたいと存じます。ご承知のように、新型インフルエンザワクチンの接種事業に係る補正予算の専決をお願いするものでございますが、これは非課税世帯と生活保護世帯のうち優先接種対象者に対する新型インフルエンザの予防接種を緊急に行おうとするものでございまして、議会を招集するいとまがございませんでしたので、専決処分とさせていただきます。その内容につきましては専決第一号で平成二十一年度北方町一般会計補正予算書（第五号）でお示しをさせていただいたとおりでございます。この第五号の補正を定めることによりまして、歳入歳出総額にそれぞれ四百九十二万円を追加させていただいて、その予算総額を五十億五千八百三十一万六千円とさせていただきます。県からの支出金と繰越金をその財源として充てさせていただいて、衛生費として処理をさせていただいたものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

一、議長 これより質疑を行います。

（省略の声あり）

一、議長 質疑、討論省略の声がありますので、これより議案第四十九号を採決いたします。

本案は、承認することにご異議ございませんか。

（異議なし）

一、議長 ご異議なしと認めます。よって議案四十九号は承認されました。

#### 日程第四 議案第五十号について

一、議長 日程第四 議案第五十号北方町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

一、町長 それでは議案第五十号北方町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げたいと存じます。これは期末手当の支給率を六月支給分を〇・二、十二月の支給分を〇・一五それぞれ引き下げる内容のものでございます。よろしくお願いいたします。

一、議長 これより質疑を行います。

一、九番 日比玲子君 提案理由のところですけども、改定を行う必要があるための必要があるためとはどういうことですか。

一、町長 これは議員の報酬につきまして、ご案内のように直接的に法的な関係があるわけではございませんけれども、人勧によって引き下げ案が勧告されまして、一般職員についてもそれが適用されてきておるところでございます。それに準じて、きょうまでも議員それから常勤の特別職も準用をしておりますので、その方針に従って提案させていただいておるところでございます。

一、議長 討論ございますか。

一、九番 日比玲子君 今答弁をいただきましたけども、改定を行う必要があるということとは、人事院勧告に基づいて期末手当などを引き下げるということでありますけども、この人事院勧告も六月議会の時に給与のことで

出ましたけども、この人勸というのはだいたい五万社を対象にして、そのうちの一万社でみて選んで官民格差があるかどうかを決めるそうでもありますけども、今日日本は大変な消費不況とかデフレとか円高という状況の中にあつて、下げることによつて今度は民間が引き下げられるということで悪循環を起こすのではないかということ、この議案に対しては反対をしたいと思います。

一、議長 討論を終結いたします。これより議案第五十号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立八名)

一、議長 起立多数であります。よつて議案第五十号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第五 議案第五十一号について

一、議長 日程第五 議案第五十一号北方町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

一、町長 議案第五十一号のご説明をさせていただきます。北方町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。これも今ご提案させていただきました議案第五十号と同主旨によるものでございまして、それぞれ六月に〇・二、十二月に〇・一五、その支給率を引き下げようとするものでございます。よろしくお願いをいたします。

一、議長 これより質疑を行います。



(省略の声あり)

一、議長 質疑を終結いたします。討論を行います。

一、九番 日比玲子君 先ほどの議案五十号と同じ理由で反対いたします。

一、議長 討論を終結いたします。

これより議案第五十一号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立八名)

一、議長 起立多数であります。よって議案五十一号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第六 議案第五十二号について

一、議長 日程第六 議案第五十二号北方町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

一、町長 議案第五十二号北方町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定についてのご説明をさせていただきます。この改正の内容は大きく分けて三点ございまして、まず、そのうちの一点目は住居手当を改定しようとするものでございます。これは従来新築購入後五年間月額二千五百円という支給をさせていただいております。二点目は給料表の改定でございますが、自宅にかかる住居手当を廃止しようとする内容でございます。二点目は給料表の改定でございますが、お話をしましたように人勧に基づいて初任給を中心とした若年層を除いたところで平均

○・二％の減額改定をするものでございます。三点目は期末勤勉手当の改定を行うものでございまして、十二月期支給の期末勤勉手当を二・三五ヶ月から二・二ヶ月へ〇・一五ヶ月引き下げるものでございます。合わせて暫定措置をいたしてまいりました六月期の期末勤勉手当につきましては二・一ヶ月から一・九五ヶ月へと引き下げましたものでございますが、これを条例上改めて訂正をさせていただくものでございます。更に給料表を改正いたしましたことによるもので、その調整を行うためということになるわけでございます。よろしくお願いをいたします。

一、議長 これより質疑を行います。

一、四番 中村広一君 提案されましたことに私は反対はいたしません。本来人事院勧告とはいえ、そもそも給料表が同じでラスパイレスが一〇〇であれば同じように見直すのは当然ですが、北方町の場合ラスパイレスは八九と大変低いのが現状でございます。職員の中でも公務員は給料が下がらないということを目いっぱいマイカーローン、住宅ローンを組んでみえる方もあります。事務事業も多様化する中、今後、職員の待遇を改善されることをお願いしたいと思います。

一、九番 日比玲子君 今のはちよつとわからなかったんですけど、今中村君の話ですと北方のラスパイレスは八九とかということですけど、岐阜県の市町村の中でデータをもつてみえると思えますが、北方町はいいいいくらなのか、国家公務員一〇〇とした場合に北方町はラスパイレスはどれだけかということと、三つの議案が出たんですけども全協でもお話をしましたが、いったい全体いくら削減がされるのかどうか、職員の場合につ

いては住居手当とか三つくらい町長が言われましたけど、例えば住居手当は何人いて、今どのくらいの予算を組んでいるのか、三点お願いします。

一、総務課長 三点の質問のうち、一点目のラスパイレスですが、今最新の資料を手元に持っております。ご存知のとおり北方町の今現在のラスパイレスでございますが、八九・三％。近隣の市町でございますが瑞穂市が九三・四％、本巢市が九十・五％、笠松町が九二・三％、岐南町九一・六％ということで県下の中でも下から五番目でございます。二つ目の期末勤勉・給料等の見直しに伴いましていくら位の数字がでるのかというお話ですが、全協のなかでも副町長が具体的に説明されましたとおり一般職にあつては一千七百万、特別職並びに議員等含めまして概ね約二千万、あくまでも概算でございますがそのような数字がでるということでございます。それから住宅手当でございますが、現在、五名ほど該当しております。年額にして三万円、ですから概ね十五万円程度の支出が十二月から減っていくというような形になるかと思えます。

一、一番 鈴木浩之君 今の総務課長の説明の内容について、今本町以下五町の参考資料を言っていたいただきましたけど、それぞれの町で、例えば北方町なら北方町独自のどこかの仮に明治製菓かどこかのデータに基づいて出している数字なんですか。瑞穂、本巢、笠松、岐南の数字を言ってもらったんですけど。そういうことは出ているんですか。それぞれの町で。

一、総務課長 私が今答えさせていただいたのは、ラスパイレス指数といまして、国家公務員の給料を基準としてどの位の比率であるかということであつて、具体的に明治製菓とか何々会社とかという数字ではございませ

ん。国家公務員の給料と比較して私共の町が八九・三%、以下申し上げましたとおり比較して今こういう状況ですよという判断材料でございます。

一、一番 鈴木浩之君 私の説明が悪かったんですけど、要は北方について八九・三%のというのはどこから算出しているのかということですよ。

一、総務課長 国の数字を一〇〇にしまして、北方町の給料ベースをはじいた場合、概ね八九・三%になりますよということでございます。

一、三番 瀬和良君 給料表をなぶりましたよね。これは〇・二%減額するよということを基に、それぞれの給料表がこういう形になりますよという理解でよろしいですか。

一、総務課長 あくまでも〇・二というのは、概ね〇・二ということでありまして、国の法律改正に基づいて数字を計算していくとお手元に提示しましたとおり二百円から最高八百円まで減額されますよと、平均すると概ね〇・二%ですよということでございます。

一、議長 質疑を終結いたします。討論を行います。

一、九番 日比玲子君 議案第五十二号に反対討論をしたいと思っております。今お話がありました、北方町のラスパイレスは八九・三%、全県の中でも五番目に低いということですが、この引き下げることによって、今円高とかデフレとか言われる中で、ますます普通の民間もまたこれによって引き下がることになるということ、悪循環が起きるのではないかと思います。職員の間でも同期に入っても課長補佐とかいろいろ言う人もいる

わけですけれども、やはり公務員というのは労働者としての賃金とかいろんなものが保証されてこそ住民に対してのサービス、公僕としてきちつと働けるということではないかと思えますので、これ以上引き下げることばだめだということでは反対したいと思います。

一、議長 討論を終結いたします。

これより議案第五十二号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立七名)

一、議長 起立多数であります。よって議案五十二号は原案のとおり可決されました。

本臨時会に付議された事件は全部終了いたしましたので、これをもって平成二十一年第七回北方町議会臨時会を閉会いたします。大変ご苦勞様でした。

午前十一時十九分 閉会

右、会議の経過を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

平成二十一年十一月三十日

議 長

署名議員

署名議員

